

広島県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年五月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年五月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	庄原市川手町字貝原沖九四六番一七地先から庄原市川北町字吉備崎一五番一地先まで	平成十九年五月一日